

## Club AREIA はだしスクール【規約】

### 第1条(名称)

本スクールは、ClubAREIA はだしスクール(以下本スクール)と称する。

### 第2条(目的)

本スクールは、ビーチサッカーを通じて強い身体と考える力を育成します。

### 第3条(参加資格)

本スクールに参加するものは、次の要件を備えていなければならない。

(1)本スクールの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できるものであること。

(2)スポーツを行うに適した健康状態であるもの。

### 第4条(参加手続)

1. 本スクールに参加を希望するものは、所定の連絡先に事前に申し込むものとする。
2. 参加連絡後、本スクールが参加を認めた者(以下スクール生という)は、別途定める練習日から本スクールに参加することができる。

### 第5条(参加費等)

本スクールに参加する者は、別に定めるところにより所定の参加費を納入するものとする。

### 第6条(参加費の不返還)

一旦入金した参加費等は、理由の如何を問わず返還しない。

### 第7条(指導内容)

本スクールは指導要綱を定め、これに基づいて具体的指導方法を決定する。

### 第8条(練習日及び時間)

1. 本スクールの練習日、時間については、スクールが定めたスケジュールによる。
2. やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。その場合は、事前にスクール生に通知する。

### 第9条(スクール生のモラル)

スクール生は次の事項を厳守しなければならない。

(1)フェアプレー精神をモットーとし、スクール生全員がビーチサッカーに親しみ楽しめるよう努めること。

(2)本スクールの目的に沿うよう努めること。

(3)「ClubAREIA はだしスクール規約」及び本スクールの定める諸規則を遵守すること。

#### 第 10 条(参加停止)

本規約に違反する等、ClubAREIA はだしスクール生としてふさわしくないと認めた者に対し、本スクールは参加停止させることができる。

#### 第 11 条(事故の責任)

1. スクール生は、本スクールが行い、あるいは参加する練習、試合及び合宿並びにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、本スクール及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

2. 本スクールに関してのケガなどについては、主催者は責任を負いかねますのでスクール生各自の責任でスポーツ保険等に必ず加入するものとする。

#### 第 12 条(休校・閉鎖)

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、本スクールを休校、もしくは閉鎖することがある。

#### 第 13 条(写真・映像の使用)

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像を ClubAREIA のホームページ、その他プロモーションに使用する場合がある。

#### 第 14 条(個人情報の取り扱い)

本スクールは、法令を遵守し、プライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

#### 第 15 条(細則)

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は本スクールが別に定める。

#### 第 16 条(発効)

本規約は 2016 年 3 月 1 日より発効するものとします。